

保護者の皆様へ

港区立筭小学校 学校再開ガイドライン

6月5日版

～筭小学校ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国や港区の学校再開ガイドラインや学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、都立学校版感染症予防ガイドラインを踏まえ、筭小学校として運営上取るべき感染症予防対策を講じて学校を再開するための指針を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので御留意ください。

港区立筭小学校

感染症対策に関する基本的な考え方

集団感染のリスクへの対応

(1) 3つの条件に当てはまる場を徹底的に避けること

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人々が密集
- ③近距離での会話や発声

(2) 換気を徹底すること

(3) 近距離での会話や発声等の際のマスクを使用すること等

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童

- ①学校は、児童に対し、登校後や給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後などの手洗いを徹底します。
- ②児童に対し、原則として、マスクの着用を徹底するよう指導するなど、咳エチケットの励行について指導します。
- ③児童(及び保護者など同居している方)には、毎朝、自宅で検温するようお願いいたします。発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。(毎朝午前7時50分までががくぷりへの入力をお願いいたします。可能な限り、同居する方も検温の協力をお願いいたします。)
- ④登校前に検温等ができなかった児童については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をします。

(2) 校内環境

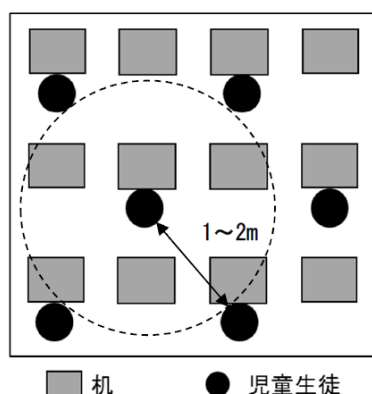
- ①学校の玄関等、校内に手指の衛生を保つことができる環境を整備します。
- ②適切な環境維持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。換気のため教室のドアや窓を原則として常時開放します。
- ③教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、必要に応じて、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つようにします。共用の教材教具なども同様に消毒します。

※詳細は学校HP5月28日掲載の「学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症における校内対応とお願い」でご確認ください。

2 身体的距離の確保について (※6月分散登校期間の配慮)

- (1)学校の授業時では、当面、机・椅子の距離をあけて配置する等、座席配置を工夫します。学級を2つのグループに分け、児童の席の間に可能な限り距離を確保し(おおむね1メートル)、対面とならないような形で教育活動を行います。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



(2)特別教室の実習台(実験台、調理台、作業台等)については、可能な限り、対面して着席することを避けるよう、座席配置を工夫します。

3 段階的な教育活動の実施について

臨時休業による児童・生徒等の体調や心理的状況を鑑み、児童が円滑に学校生活へ適応できるよう、休業明けの生活に配慮し、段階的に教育活動を再開します。

6月30日(火)まで、分散登校を実施し、現段階では、7月1日(水)から通常どおりの登校とします。

4 分散登校について

臨時休業明けの健康観察を十分に行うとともに、密集を軽減し段階的に教育活動を開始するという観点から、6月30日(火)までの期間は、分散登校を実施します。分散登校期間中に土曜授業は行いません。

(1)分散登校の定義

児童・生徒等を複数のグループに分けた上で、それぞれが限られた時間、日において登校する方法(文部科学省より)

(2)授業時の身体的距離の確保を確実に行います。

(3)6月8日(月)から給食指導を実施します。

5 心に寄り添う取組について

(1)学校再開当初の生活は、児童に生活のきまりを定着させるほか、学級の人間関係を構築する上で、重要な期間であることを踏まえた指導を行います。

(2)学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援など、適切な対応を行います。

(3)臨時休業に伴うストレスを感じている児童・生徒がいることから、スクールカウンセラーによる4年生、5年生への全員面接の体制が整い次第、面接を行います。また、他の学年についても、長期化した臨時休業中に不安や悩みを抱えていた児童に対して個別やグループによる面接を実施します。

6 感染症対策に留意した各教科等の指導について

(1)授業中など、教員は飛沫防止のためマスクの着用を徹底します。

(2)当面、近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は時間を限定して行います。児童の

会話や発声などが必要な場合は、マスクの着用を徹底します。

- (3)感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行います。
- (4)通知表については、長期化した臨時休業の影響により適切な評価が行えないなど1学期末の作成が困難なことから、今年度は前期と後期(10月と3月)の2回の作成とします。
- (5)具体的な各教科等の指導の扱いについては、以下の通りとします。

【体育】

- ① 当面、体育における身体接触を伴う活動(複数による準備運動やスポーツなど)は行わず、児童の体力や健康状況を考慮した上で、体づくり運動等の運動を行います。なお、体育館で実施する場合は十分な換気を行います。
- ② 運動時はマスクを外します。なお、ご家庭の希望によりマスクを着用したまま運動する児童に対しては、身体への過度な負担とならないよう運動の内容を配慮します。
- ③ 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童が密集した状態とならないよう指導します。
- ④ 令和2年度については、水泳指導を行いません。ただし、水難事故防止等の観点から水泳に関する心得については教室で指導します。

【音楽】

- ① 当面、音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動は行いません。今後の状況を鑑みて教育委員会が指導の可否を判断します。指導を開始する場合は、2方向の窓を同時に開けた環境や体育館などの広い場所で授業を実施する等、教室環境を工夫します。

【家庭科】

- ① 当面、調理実習は実施しません。今後の状況を鑑みて、指導の可否を教育委員会が判断します。

【理科】

- ① 1学期中は理科室を使用した授業は行いません。

7 学校給食について

- (1)学校給食は、食事前後の手洗いを徹底します。
- (2)学校給食は、6月8日(月)から開始します。
- (3)配膳の過程での感染防止のため、6月15日(月)までは、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供するなどの工夫をします。
- (4)学校では、6月16日(火)から30日(火)まで、できるだけ品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにし、可能な限り、教職員が配膳します。
- (5)児童の配膳を教職員が行う場合、教職員は手袋を着用します。
- (6)喫食の際に飛沫を飛ばさないよう、机を前向きにしての喫食や会話を控えるなどの

工夫をします。

(8)給食の持ち帰りはできません。

(9)当面、交流給食は実施しません。また、今年度の保護者向け給食試食会は中止とします。

8 休憩時間について

(1)授業中に引き続き、教室等の窓は開放し、十分な換気を行います。

(2)休憩時間中にグラウンドで活動した場合やトイレを使用して教室に帰る前に、必ず手洗いを徹底します。

(3)休憩時間に使用する場所を学年ごとに制限したり、使用する時間を変更したりして、3密とならないよう時間割を工夫します。

(4)休憩時間、マスクを着用した状態での炎天下における急激な運動を控えるなど、熱中症対策に努めます。

(5)当面、身体的接触を避ける遊びに限定します。

9 児童会・生徒会活動等について

(1)児童会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫します。

(2)全校児童が集まる活動は当面、行いません。放送設備等を活用し、各教室で実施するなどの工夫をします。

10 年間行事計画等の見直し

授業時数を確保するため、夏季休業期間を短縮する。1学期の終業式については、7月31日（金）とする。8月1日（土）から8月24日（月）を夏季休業期間とする。2学期は、8月25日（火）から開始する。（※区からの通知）

(1)学校行事の精選等の取組により、授業時数の確保を目指します。

(2)授業時数を確保するために、土曜授業を原則月2回実施するよう努めます。

(3)都民の日については、授業日とします。

11 学校行事等について

(1)各学校の教育目標等の実現を図ることを基本とし、学校行事の精選を行います。

(2)健康診断は、検診時の待機者が滞留しないような工夫を行うとともに、児童・生徒等

を分散させて受診できるように工夫します。また、健康診断日について校医と調整し、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施します。

- (3) 運動会などの健康安全・体育的行事は、現段階では、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、不特定多数と接する恐れのあること等から、原則中止となります。
- (4) 屋内で実施する学芸会などの文化的行事については、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、3つの密に1つでも相当する企画は実施しません。
- (5) 校外で行う行事については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、今年度の実施可否を判断します。現段階では、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、不特定多数と接する恐れのあること等から、原則中止となります。
- (6) 移動教室などの集団宿泊的行事については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、今年度の実施可否を判断します。現段階では、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、不特定多数と接する恐れのあること等から、原則中止となります。
- (7) 地域等と連携して行う校外学習については、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、不特定多数と接する恐れのあること等から、現段階においては、原則中止となります。ゲストティーチャーを招いての学習は、3つの密とならない企画を工夫して実施します。
- (8) 学校再開後、児童の安全を確保するために、避難経路の確認を速やかに行うほか、避難訓練や安全指導の実施日と内容について年間の計画を見直します。
- (9) 全校朝会など、児童・生徒等が一堂に集まって行う活動は、当面、校内放送を使用するなど、3密を避ける工夫をした上で実施します。
- (10) 港区教育委員会等が主体となって開催する連合行事関係については、以下のようになります。
 - ・ 連合運動会や特別支援学級合同運動会、水泳記録会は、中止する。
 - ・ 小学校音楽鑑賞教室は、中止する。
 - ・ 小学校図画工作作品展は、中止する。

12 保護者会、個人面談等

- (1) 1学期の保護者会は中止とします。保護者会資料は、がくぷりで配信します。
- (2) 個人面談は、座席の間隔を空け、十分な換気を行って7月下旬に実施します。
- (3) 1学期の学校公開は中止とします。

13 学校図書館について

- (1) 学校図書館の利用前後の手洗いを徹底します。
- (2) 中休み、昼休み、放課後の利用は、学年などの集団ごとに利用する時間を制限したり、座る位置を指定したりするなどして3密とならない工夫をします。
- (3) 読書をさせる際は、対面する閲覧席の利用を制限するなど座り方を工夫します。

- (4) 図書館を開館している間は、窓を開放し、十分に換気を行います。
- (5) 学校司書、学校図書館支援員は、マスクを着用して業務を行います。
- (6) 当面、児童がカウンター内に入ることや貸し出し作業は行いません。